

令和 8 年度(2026 年度) 第 1 回
熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会
(史跡西南戦争遺跡) 次第

日時 令和 8 年(2026 年) 7 月 9 日 (木) 10 時 00 分～12 時 00 分

会場 熊本市北区役所 3 階 大会議室

1 開会

2 報告

- ・ 令和 7 年度第 3 回委員会の指摘事項について回答
 - (1) 第 2 章「熊本市及び史跡周辺の概要」について 【資料 1】
 - (2) 第 4 章「史跡の本質的価値」について 【資料 2】
 - (3) 第 5 章「大綱と基本方針」について 【資料 3】
 - (4) 第 6 章「史跡の保存管理」について 【資料 4】
 - (5) 第 7 章「史跡の活用」について 【資料 5】

3 諮問

- ・ 史跡西南戦争遺跡保存活用計画(案)について
 - (1) 第 8 章「史跡の整備」について 【資料 6】
 - (2) 第 9 章「史跡の管理・運営体制」について 【資料 7】
 - (3) 第 10 章「実施計画と経過観察」について 【資料 8】

4 その他

次回委員会の日程調整

5 閉会

【史跡西南戦争遺跡保存活用計画 熊本市編 章立て（案）】

第1章 計画策定の経緯と目的

- 第1節 計画策定の経緯
- 第2節 計画策定の目的
- 第3節 委員会の設置と経緯
- 第4節 計画の対象範囲
- 第5節 関係法令・計画等
- 第6節 計画期間

第4節 計画の対象範囲（例）

- ・西南戦争遺跡（現国指定地）
- ・未指定民有地（追加指定候補）
- ・七本官軍墓地、明德官軍墓地、寄鶴官軍墓地（現県指定地、国指定追加候補）
- ・田原坂および公園隣接地（遺構・遺物残存の可能性
がある範囲および景観を形成する範囲）
- ・豊岡の眼鏡橋に接続する範囲（道幅）
- ・未指定の関連地（田原熊野座神社、七本柿木台場薩
軍墓地など）

第2章 熊本市及び史跡周辺の概要

- 第1節 地理的環境
- 第2節 社会的環境
- 第3節 歴史的環境
- 第4節 史跡周辺の文化財

第3章 史跡の概要

- 第1節 指定に至る経緯
- 第2節 調査研究の概要
- 第3節 指定の状況
- 第4節 指定後の調査成果

第4章 史跡の本質的価値

- 第1節 史跡の本質的価値
- 第2節 史跡の副次的価値
- 第3節 構成要素

第5章 大綱と基本方針

- 第1節 大綱
- 第2節 基本方針

第6章 史跡の保存管理

- 第1節 保存管理の現状と課題
- 第2節 保存管理の方法
- 第3節 現状変更等の取り扱い

第4節 追加指定

第7章 史跡の活用

第1節 活用の現状と課題

第2節 活用の方法

第8章 史跡の整備

第1節 整備の現状と課題

第2節 整備の方法

第9章 史跡の管理・運営体制

第1節 管理・運営体制の現状と課題

第2節 管理・運営体制の方法

第10章 実施計画と経過観察

第1節 施策の実施計画

第2節 経過観察の方法

参考資料等(抜粋、以下例)

- ・文化財保護法
- ・文化財保護法施行令
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則
- ・河川法
- ・都市計画法
- ・熊本県文化財保護条例
- ・熊本市景観条例
- ・熊本市附属機関設置条例（熊本市国指定等文化財の保存活用計画策定委員会） など

令和 7 年度第 3 回委員会の主な意見と回答

報告 (1) 第 2 章「熊本市及び史跡周辺の概要」について				
No.	委員	委員発言	当日回答	備考
1	前川委員	資料 17 ページの表で昭和 32 年（公園造成、慰霊碑の建立）まで入っている。文中では戦前まで扱うとあるが、戦後～現在まで入れたらどうか。	戦後まで含めることも考えたが、数が膨大になると推測。今回は西南戦争当時に関係する人が建立したものをピックアップしている。また、戦前と戦後で顕彰の形が変わるのではないかと推察している。 あわせて、本表は石造物で限定しているが、戦後になると役割は同じでも素材が木製や鉄製に代わってしまう。そこまで含めるか否かの判断が難しい。	修正案記入
2	小畑委員長	戦後のどこまで、と区切って出す意義があるのなら掲載しても良いと思う。数があるということを知らせる文章を書いて、あとは例になる写真を載せる程度でよいかな。 書き方については次回までのペンディングとする。		同上
3	浅川副委員長	「不明」に入っている「歩兵十三連隊第三大隊～」というのはどういうものか。	清爽園内にある明治 12 年の「佐賀台湾熊本鹿児島四役戦死弔魂之碑」の前に建っている灯籠のこと。情報を備考に追記する。	修正済み
4	小畑委員長	グラフ内の数字や文字を読みやすくしてほしい。	修正する。	レイアウト調整中

報告 (2) 第4章「史跡の本質的価値」について				
No.	委員	委員発言	当日回答	備考
5	小畑委員長	見えにくい写真があるので差し替えを。	修正する。	レイアウト調整中
6	高木委員	「薩摩塚」が移設されたのはいつごろか。 薩摩の人の骨が埋まっていたのか。	現地の看板によると、昭和43年ごろのバイパス工事に伴い移設したと書いてある。元々は戦国時代に島津氏が熊本に攻めてきたときの死者が埋まっていて、その後、西南戦争の死者約20名を合葬した塚があり、その上に石碑が建てられた。西南戦争時の死者の遺骨は遺族の手によって回収されたという説がある。そのため、西南戦争遺跡においてどのように扱うかを検討していただきたい。	「薩摩塚」の取り扱いについては次回委員会に保留
7	浅川副委員長	石碑自体はいつ頃のものか。西南戦争後に石碑を建てたのか、石碑があった場所に西南戦争の死者を埋葬したのか、それが分かればまた判断ができる。	形式から19世紀以降かと推察される。	現地にて「昭和三十年四月八日」の銘を発見
報告 (3) 第5章「大綱と基本方針」について				
8	浅川副委員長	「内戦」の表現について、「最後にして最大の士族反乱」の方が一般的な用語かと思う。		
9	小畑委員長	「平和の尊さを教える」という文章につながるので「国内で起こった戦い」という表現に置き換えてはどうか。	「最大で最後の国内の戦い」に修正する。	「近代日本における最大で最後の国内の戦い」に修正
諮問 (1) 第6章「史跡の保存管理」について				
10	浅川副委員長	追加指定は続けてやっていくのか。重要な戦略上の地点なので田原城跡あたりから熊野座神	検討する。	

		社、北平古道まではぜひ入れてほしい。「何が重要で戦っていたか」という部分を押し出して指定してほしい。		
1 1	前川委員 小畑委員長	「七本柿木台場薩軍墓地」も指定候補か。名称は「薩軍」だが文章には「熊本縣土」「熊本諸隊」とあり、「薩軍墓地」だと熊本諸隊が無視されているように感じる。文化財指定名称でこういうものがあるか表現するよう検討できないか。「将来的に名称は改めたい」というような文章を記載できないか。	公園名称なので、所管課で変えることができる。指定に伴って名称変更も可能だが、地域の理解を得られるかどうかが課題。 本計画ができるまでに決着は難しいので、文中で説明を記載する。	熊本諸隊について記載する。 ⇒修正案記入
1 2	小畑委員長	都市計画法の範囲というのは広いのか。	部分的に範囲に含まれている。	第1章に都市計画法範囲図（田原坂周辺の詳細版）を追加する。 ⇒レイアウト調整中
諮問 （2）第7章「史跡の活用」について				
1 3	小畑委員長	講座のデジタル発信はしていないのか。それが一番近道だと思う。若年層もいるので、先生と一緒に歩けるような内容にするのもひとつの手。「何か学んでいる」という意識を持つ仕掛けをしてみると良い。情報が古いと遺跡は飽きられる。常に新しいことを聞けることが刺激になる。「こども博士」を作る講座や機会を設けるような魅力あるものにしてみたら飽きられずに継続的に人を集めることができると思う。まずは講座をWeb化してみてはどうか。	検討する。	修正案記入

1 4	高木委員	修学旅行生が多いというが、田原坂に来てお弁当を食べるくらいだと思う。実際に一の坂から歩いて上がって体験をさせながら解説するような、半日くらいかける講座も良いと思う。パソコン等を利用して全国に発信すれば集まってくると思う。	検討する。	同上
1 5	中原オブザーバー	情報発信のところで事実誤認がある。2行目「西南戦争ガイド講座」は「西南戦争ガイド養成講座」の誤り。西南戦争そのものを知ってもらい、国史跡に向けた機運醸成を目的として開催したもの。その後、「ガイドを希望する人しか受講してはいけないのか」という問い合わせがあり、国史跡にもなったので名前を変えた。課題の部分は座学についてしか書いていない。現地ウォーキングの参加者には若い人もいる。埼玉や東京から来る人もいる。内容を修正してほしい。	修正する。	修正済み
1 6	小畑委員長	観光のプロに相談するのも良い。植木温泉の利用も遺跡に対する理解も上がると思う。旅行者が企画するようなプロジェクトを斡旋しても良いと思う。コアなファンが多いと思うので。人を呼べる企画を民間とタイアップすることも考えても良いと思う。		修正案記入

文化庁・熊本県・玉東町より				
17	文化庁	第5章「内戦」の語に関して、文化庁の指定理由文は持ち帰って確認する。本会の結論については賛成。 第4章「本質的価値」については指定理由文から持ってくることになる。引き続き議論が出てくると思うので、その際にもう一度第3章の記述と第4章の「本質的価値」を検討していただきたい。 第6章の保存管理については、文化財保護法の法令の範囲とあるがこれまで発生した現状変更等を念頭に置きつつ整理してもらいたい。		修正案記入
18	熊本県	現状変更のところが本計画の肝になる。現時点で指定地全部が同じ基準になっている。指定地をゾーニングー坂部分と公園部分で分けても良いと思う。道路と公園で使い方が違うので、現状変更の取り扱いの基準も異なると思う。できる限りゾーニングして、現状変更の許可範囲を整理するとより使いやすくなると思う。		修正案記入
19	玉東町	事実誤認がある。情報発信について、旧植木町と連携して作成したホームページがあり、継続して玉東町が情報発信を行っている。 連携自治体として紹介されていたが、玉東町は同じ史跡を抱える共同管理者として認識してもらった上で計画を進めてほしい。		修正案記入

2 0	植木まちセン	「北区カルテ」と「北区地域カルテ」と混在している。「北区地域カルテ」に統一を。	修正する。	修正
2 1	玉東町	第 5 章のキャッチフレーズについて。西南戦争遺跡は玉東町とまたがって所在しているため、「田原坂」という単語で止めてしまうのは実態にそぐわない。計画全体でも広域性を史跡の特長として挙げているので、適切な文言を検討してほしい。	検討する。	「遺跡群」への変更案提示